

令和2年度 第1回 公共事業等審査会 議事概要

- 1 日 時：令和2年10月16日（金）14:00～17:00
- 2 場 所：兵庫県民会館11階 パルテホール
- 3 出席者：飯塚会長、五百蔵委員、大石委員、澤田委員、田中丸委員、津田委員、松岡委員、松島委員、八木委員
- 4 議 事：
新規事業（審議案件）の説明、質疑、審査
 - （1）道路事業（国）178号〔竹野道路〕
 - （2）街路事業（都）国道2号線〔寺家町〕
 - （3）河川事業 二級河川三原川水系大日川
 - （4）港湾事業 姫路港廃棄物処理施設〔浜田地区〕
 - （5）公園事業 県立有馬富士公園〔地球アトリエ〕
 - （6）県営住宅整備事業 洲本宇原住宅
 - （7）ほ場整備事業 西山・柳沢東地区

<議事結果>

新規事業7件すべて「着手妥当」

<議事概要>

〔新規事業〕

- （1）道路事業（国）178号〔竹野道路〕 【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

・この事業に限っての事ではないが、コロナ禍において県の財政も逼迫すると思うが、国も含め公共事業のスケジュールは変更なく進めていくのか。

○県

・予定どおり進めていきたいと考えている。9月末の国の概算要求においても昨年と同等の額を要望していると聞いている。また、国においても激甚化、多発化、広域化する災害に対応するためにも、竹野道路のようなミッシングリンク解消の必要性を謳っている。

○委員

・国の費用負担分というのは竹野道路に個別に充てられるのか。それとも道路関連の費用として県におりた額を分配するのか。

○県

・国が竹野道路に対しての補助を適切と認めれば、竹野道路に対しての国費を頂ける。

○委員

・予算がつけば事業をするということか。

○県

・そうである。

○委員

・佐津や京都側の調査中の区間も含めて、いつ頃までにミッシングリンクを解消するという全体目標はあるのか。

○県

・お手元に基幹道路八連携軸というパンフレットがある。

○県

- ・パンフレット裏表紙に記載の7、8、9が山陰近畿自動車道であるが、2038年までに県内の日本海側を完成させる目標にしている。

○委員

- ・全体の目標時期を示さないと、両側が調査中にもかかわらず、なぜ今回の範囲を進めるのかが説得力にかけると思う。

○県

- ・当該区間の南側に、国土交通省で今年度事業化された豊岡道路（Ⅱ期）がある。そこがこれから調査・設計、用地買収に入る関係で、当該区間と接続するジャンクション部分では同じ地権者から県も用地を買収する必要がある。そのため、国の事業と同じ時期に地権者に交渉が入れるよう当該区間の事業化を考えている。
- ・京都府向きについては、技術的に難しいところがあり、解決方法を検討している段階である。これらを踏まえて今回は竹野道路を先行して事業化したいと考えている。

○会長

- ・兵庫県の日本海側は救急患者を地域の基幹道路に運ぶ時間・距離が未だ長く、早期に整備が進められるべき区間である。

○委員

- ・8ページの費用便益分析について、計画交通量11,300台、平成27年センサスで約13,000台であるが、令和12年でどれくらいのトータルボリュームを想定しているのか。また、そのうち11,300台が竹野道路を通る想定という事で間違いないか。
- ・竹野道路は全体の一部の区間になるが、費用便益を計算する際は竹野道路だけができて、両端は繋がっていないという想定で計算しているのか。繋がってればもっと便益がでると思うが、どちらかといえば控えめにしているということか。

○県

- ・全体の交通がどれだけ増えるか減るかを推計して、将来交通量を配分するが、今回は結果として平成27年センサスと同じくらいの断面交通量で、その中の9割以上の、11,000台強が竹野道路に乗るという結論になっている。
- ・今回の評価は、竹野道路を対象としている。全ての区間が繋がれば効果は高く、国交省ではそのような便益の出し方も可能としている例もあるため、県事業でも今後適用などの研究が必要であると考えている。

○会長

- ・B/Cは大事な指標であり無視することは出来ないが、それに含まれない費用や便益についても考慮し答申に結びつける必要がある。

○委員

- ・今回の新規7件の中で、自然環境がすごく豊かなところで行われる事業が2つあり、そのうちの1つがこれであるが、環境アセスメントの対象になる事業なのか。
- ・環境保全対策は当然行われると思うが、この道路の建設、供用に関わるものだけでなく、道路整備に関連して既存道の付け替えや、既存水路の付け替えなど関連事業も出てくと思うが、それらも含めて実効的な環境保全対策が行えるような仕組みはあるのか。

○県

- ・環境アセスメントの対象ではない。
- ・新規評価だけでなく継続評価の際にも環境影響についてチェックをしている。事業実施の過程でも自主アセスを行い、必要であれば専門家に意見を伺いながら進めているので実効的な体制になっている。

○会長

- ・今の御質問について少し付け加えると、環境アセスの問題を御指摘であったが、今現在、

SDGs が大事な項目になっている。SDGs のどれに対して非常に貢献する事業かというのこれから示していただけると、今の委員の御質問は、もうちょっと厚みのできた議論になると思う。

○委員

- ・この道路自体の必要性はすごくあると思っているが、地域の自然環境をうまく残しながらやっていくことが大事である。アセス対象ではないとのことだが、その中で環境対策をやるときに、現地の自然環境をきちんと評価できる何らかの調査が行われるといいと思う。
- ・トンネル区間がすごく長いので、残土処分の方法などについてもぜひ環境に配慮した形で行われるといいと思う。

○県

- ・事業を進める中で配慮していく。

(2) 街路事業 (都) 国道 2 号線〔寺家町〕 【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

- ・加古川橋工区について、現状片側通行か、両側通行か。

○県

- ・加古川橋は対面交通で、東詰から東側の平野西交差点までが一方通行となっている。

○委員

- ・加古川橋を改修する際は片側車線のみを改修するのか。

○県

- ・現在加古川橋は 2 車線で橋梁が架かっており、老朽化が激しい。都市計画では 4 車線であるが、現況の橋梁を生かしながら外側に新たな橋梁を架け、古い橋梁は後で落とすという計画で現在 2 車線分の橋梁を架ける工事を進めている。

○委員

- ・古い橋梁を落とした後には、もう 2 車線整備する長期計画があるという理解で良いか。

○県

- ・長期的には 4 車線化を考えているが、東側市街地の 4 車線化の後、交通状況を踏まえて、加古川橋の残り 2 車線の整備は考えていきたい。

○会長

- ・拡幅することについて、古い町並み景観の保護という観点についてどのように考えているのか。

○県

- ・地域から 4 車線化の早期整備について要望が上がっている。早期に 4 車線を整備し、新たなまちづくりを市と一緒に考えていきたい。

○委員

- ・本町や寺家町は古い町並みもあるので、安全と景観の両立をどうしていくかなど、地元の方々と統一された見解のもと事業を進めていって欲しい。
- ・2 車線から 4 車線になり、なおかつ幅員が 25メートル道路になる。学生も多いと思うので、横断する際の安全にも考慮して欲しい。
- ・歩道は歩道で安全を守り、自転車道は自転車道で安全を守るという、分りやすい計画をして欲しい。

○県

- ・安全としては、歩行者の安全ということが非常に大きいですが、歩行者は、25メートルの幅員の中でも一番外側、店舗や住宅に近い側にそれぞれ 2メートルずつ取る。25メートルという非常に広い道路を横断することになるため、事故の発生が懸念される。

- ・今回、歩道が一番外側であり、車道を渡るには、自転車道、植樹帯、中央分離帯を越えないといけないということで、視覚的になかなか渡りにくいと思う。ただ、それでも渡ることは考えられるので、横断防止策や安全に対する啓発について必要があれば、これから地元の方と協議して決めていきたい。

○会長

- ・今委員が言われた要望というか御意見は、最後の答申で盛り込ませていただければと思う。

(3) 河川事業 二級河川三原川水系大日川 【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

- ・インターネットで三原川等地域総合治水対策協議会の資料などを拝見し、ずっと議論されている中、計画に沿った事業であることが推測され進めていただくのは治水の観点から重要と思う。
- ・市の協力がある中でも、40戸ほどの用地を3年間というのは、難しいのではと思うが、その辺りは既に見込みがあつての3年という計画だと考えてよいか。

○県

- ・地元から強い要望があること、地籍調査の作業も市で行っており用地境界等の確定もスムーズに協力頂ける想定であること、移転先についても市と協力しながら、地区内に残って頂くことを前提に進めいきたいと考えており、このスケジュールを組んでいる。

○委員

- ・2つの橋の架け替えがあるが、山王橋は橋の中央に橋脚があるタイプの橋であり、この形状であれば施工期間が限られると思うが、新しく架ける橋も同じ形状で考えているのか。

○県

- ・事業区間には2つの橋があり、山王橋は下流側の市道の橋であり、橋脚が1基で2スパンの橋梁である。現在延長は30メートル強であり河川拡幅により50数メートルになるが、2スパンのままで進めたいと考えている。上流側の橋は現在36メートルで3スパンあるが、これば50数メートルに拡大しても2スパンで施工したいと考えている。

○委員

- ・きちんとした施工計画の下で進めて頂くようお願いする。

○県

- ・今後、地元の皆さんにしっかりと説明したうえで設計等をしていく。

○会長

- ・水害に関する保険は、日本の加入者は30%ぐらいだが、それでもこれだけ水害が甚大化すると保険会社は赤字になるそうで、再保険を受ける会社が保険料を上げている。よって、ますます災害に対して、お住まいの方々に対しては厳しい状況が出てくるということなので、水害に対しての備えは迅速に実現されることが社会的使命の1つと思う。

○委員

- ・大日川の改修は三原川水系の中の1つで、総合的に進めているとの事であるが、予定している対策が一定程度完了すれば、想定最大規模降雨による浸水範囲がかなり縮小すると見込んでいるのか。

○県

- ・想定最大規模降雨によるハザードマップは、堤防が破堤した場合も含めて最大値を表示しており、避難をして頂く材料に使ってもらう目的で作成している。
- ・昭和54年の降雨を評価すると、概ね10年に一度程度の規模であり、三原川水系全体の計画としては、将来的に60年に一度という基本計画を持っており、順次進めていきたいと考えている。

○会長

- ・ハザードマップはそう変わるものではないという事か。

○県

- ・はい。ハード整備では対応できないという前提で作成しており、今回の整備で想定最大規模降雨による浸水想定区域は変わるところは無いと考えている。

○会長

- ・ダム貯水量も事前放流が大分許されるようになって、それでも同じなのか。

○県

- ・三原川水系では成相ダム、北富士ダム、牛内ダムや農林のダムでも事前放流に取り組んでいくが、利水者の協力を見込んで行うため、計画には位置づけていない。それがあっても、そのようなダムの活用も及ばないというものを想定したものが想定最大規模降雨によるハザードマップと考えている。

(4) 港湾事業 姫路港廃棄物処理施設（浜田地区）

【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

- ・2枚目のスライドのチャートのところで、土砂埋立てについては事業外となっているが、概要で上がっている総事業費や、B/Cで出てくる費用には護岸の部分だけの費用が入っているという認識でよいか。それとも埋立ての部分も入っているのか。埋立ての部分は、どちらで捉えるか難しい問題があり、便益にも埋立ての残土処分費用の減少が上がっているが、捨てるはずの土砂が埋められるとなるとプラスにはなる。一方で、実際に埋め立てには費用もかかると思うが、その辺りの扱いというのはどうなっているのか。

○県

- ・費用は、護岸費用だけになっている。浚渫土砂の受入れに関しては、別途料金を頂いて受入れということもあるので、この事業とは切り離したような格好にしている。

○委員

- ・恐らくマニュアルではそのようになっていると思うが、新たな資産を生み出すためには、その埋立てが終わらないと生み出せられないので、参考として埋立ての部分の扱いをどこかで述べていただくほうがより正確であると思う。

○委員

- ・3ページ目の残容量の図において、今回の浜田地区処分地を整備したとしても令和10年には満杯になるということか。

○県

- ・そのとおりである。

○委員

- ・浚渫事業というのは、港湾の維持管理のためにコンスタントに将来的に続いていくものか。

○県

- ・港というのは、ある一定河川の河口部にある関係で、上流からやはり土砂の供給があり、経年的に浅くなっていくので、こういった処分場は必ず必要になると考えている。

○委員

- ・では、この事業が終わった後は、また次のどこか常に新しい埋立地を整備し続けていくということになるのか。

○県

- ・埋立地というか、土砂の処分場は必要になると考えている。

○委員

- ・現在河川からの土砂供給が減り浜痩せがすごく、問題になっている。一方で今回の場合の

ように港湾の部分では土砂が溜り浚渫、処分が必要となっている。

- ・港湾の維持と、河川からの土砂供給の減少による浜痩せに対する対策をトータルで見るビジョンが将来的に必要ではと思う。

○会長

- ・国交省の処分場は利用できないのか。

○県

- ・港湾を管理するのが県になるため、まずは処分場については県で考える。

○会長

- ・神戸港では国交省が処分場を管理しているが浚渫はしていないのか。

○県

- ・神戸港の一部で、国交省が浚渫土砂の受け入れ場所を設定している箇所はある。

○会長

- ・そういうところを共同利用、相互に使うということはないのか。

○県

- ・神戸港においては恐らく神戸港内の土砂の浚渫場所ということで設定しているので難しいと考える。
- ・国交省も、受け入れ見込みの浚渫土砂だけを受け入れて、できるだけ処分場を長持ちさせたいと考えていると思う。

○委員

- ・護岸工事は浚渫土砂を埋め立てながら順番に整備するのか。それとも一遍に護岸を整備してから浚渫土砂を入れていくのか。

○県

- ・まず1、2年目に既存の護岸が少し脆弱なので撤去して地盤改良を行い、基礎捨石の山を造る。3年目に護岸のブロックを1段入れる。これを完成形にすると背後に土砂が無いので前面から波を受けた場合に不安定になるので、背後の浚渫土砂が入った段階で護岸を段階的に積み上げていく。

○委員

- ・埋立面積が20万5,000平米あると結構な金額を便益として計上されているが、工業用地の創出という意味で計上されたのか、土地を増やすだけで発生する便益なのか、それとも買い手がついた意味で発生するものなのか。

○県

- ・当該埋立地の近傍の地価公示価格から評価額を求め、周辺の地価上昇率から判定した時点修正率を乗じて金額を算定し、40億円を計上している。

○委員

- ・工業用地としてという理解で良いか。

○県

- ・はい。土地の再開発用地ということで考えている。

○委員

- ・先ほどの委員の御懸念のところ、河川工学としての私見を述べると、海岸が痩せているのは河川からの土砂供給が足りなくなっているということで、それは一因であることは間違いない。それに対し、港湾区域で継続的に発生する処分土があり、それを海岸に持っていけばいいのではとのことであったが、難しいと思うところがある。
- ・1点は、海岸地形が非常に複雑なのでトラックや輸送船などを痩せている海岸に直接輸送して養浜する必要があり、その養浜コストがかなり高いと思われるため埋立護岸を整備して売るほうが、公共事業の費用圧縮には資すると思われる。
- ・もう一つは、自然に流下させようとする水理学的な観点からまだうまく狙ったところに

行くということができないので、国交省も幾つかのモデル河川を使って実験をしている段階である。それがうまくいくようになると一部の地形がいいところであれば、そういったことができるのではと思う。

(5) 公園事業 県立有馬富士公園（地球アトリエ）

【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

- ・5ページの運営内容について、何かの組織や団体が中心になり、何年にもわたり運営していくということで大変なことだと思うが、県下の公園を見ると、尼崎の森、あるいは国営明石海峡公園でも、様々な取組、様々な団体が育ってきている。ここでも工夫してしっかりとやっていくということができると思うし、そのことが大事ではないかと思う。施設の整備はどちらかというと簡単なものなので、運営について十分工夫していくことが大事であると思う。

○委員

- ・B/Cだけで決めることがとてもいいとは思っていないが、最後の費用対効果に含まれない効果のところ、ここに上がっているのは環境、防災だが、その一方で、最初に御説明いただいた調書の中の、有効性・効率性と書かれているのは、地域創生や観光振興とか、それから先ほど運営の中でも出てきたような、住民の人たちを巻き込んだ形で芸術を広げていく、そんな効果もあるとのことであったので、そういうものを入れるほうがいいと思う。
- ・このB/Cは公園全体の話であり、今回の事業だけではない。誤解が生まれると困るので、ここで生まれる便益、効果は、様々なことが出てくると思うので、書ける範囲で加えるほうがいいと思う。

○県

- ・公園の効果はここに掲げている以外にも実はまだまだたくさんあり、委員がおっしゃったような効果もある。ぜひ今の御意見を参考に、もう少しこういう効果があるということをしてPRしていきたいと思う。

○委員

- ・このプロジェクトについては、この前の新宮さんと県立美術館の襄館長が会談されたのを読んでもなかなかおもしろいと思うし、県民の中でも期待は高いと思うので、新宮さんの理念をこういう形にするというのはとてもいいことだと思う。
- ・実際運営していく中で、新宮さんの高い理念を具体化していくための、ある程度専門性のあるスタッフや、継続的にしていくとすれば、当然それにかかる経費も必要である。いかにこれから新宮さんが掲げておられる理念を具体化するかということがポイントになると思うので、そこに腐心していただきたいというのが県民の1人として願うことである。
- ・大阪万博に向けて観光拠点にしていくということであったが、この場所はどちらかというと車で行くというイメージが強いが、何かアクセスの面で検討していることはあるのか。

○県

- ・まだアクセスの面までは十分に検討できていない。今でも80万人の方が来られて、ほとんどが車で来られている。恐らく新三田駅から歩いて来られる方は少ないと思う。アクセスについても、どういう形ができるのかを引き続き検討していく。

○委員

- ・公園全体が非常に広く地球アトリエを整備する場所は敷地の一番北側なので、公園に来てからのアクセスや移動のしやすさ、分かりやすさについても考えないとたどり着けな

いのではないと思った。

- ・地球アトリエを整備する場所の隣には新宮さんの風のミュージアムの敷地があるが、風のミュージアムも併せた休養ゾーン全体で、統一的な方向性を計画の中で見ていただけるほうが分かりやすいと思う。
- ・レジデンス施設というのは、既にある施設か。

○県

- ・今現在はない。これから三田市と一緒に検討していきたいと思っているが、そもそもコロナ禍で、自然豊かなところでワーケーションなどのニーズも高まってきているので、宿泊ニーズの受皿的に、公園全体で、また三田市と周辺を含めて何か考えていく必要があると思っている。その一環でこういうレジデンス施設についても検討していければと考えている。

○委員

- ・そうであれば、ますます地球アトリエも含むこの休養ゾーン全体の方向性を考えていただき、県民の皆さんに愛され続けるような施設づくりをしていただきたい。

○県

- ・この有馬富士公園は178ヘクタールという公園で、エリアの真ん中の東のほうに有馬富士という結構高い山があり、公園の南北を分断するような形になっている。私もこの前歩いてきたが、公園の中を南の端から北の端まで、結構山が険しくてなかなか行けないので、公園を利用される方は、南から北へ向かうときは車で移動される形になっている。そういう問題点は我々も認識しているので、何ができるかをまた考えていきたいと思う。
- ・公園の中でのなるべく様々な方に御利用いただけるようにするために、ユニバーサルデザインの考え方でいろんな施設などを極力造るようにしている。例えば、南のほうのエリアでは、現地形をそんなに改変するわけにはいかないが、それでも車椅子で自ら、もしくは誰かに押ししてもらい、移動できるようにするために、園路の勾配を工夫するなど、そういう取組は既にしている。また、今、どのルートが車椅子で行けるのかというマップも、公園のホームページの中にバリアフリー情報をマップ化して掲載している。
- ・5ページ目の運営内容の概要で、十分説明できなかったのかもしれないが、今回整備する地球アトリエの中で完結させるのではなく、今既に新宮先生の作品などを寄贈いただいて展示している隣接する風のミュージアムを含めてうまく使っていききたい、さらにはこの芝生広場を使ってやっていききたいと考えている。

○会長

- ・この近辺に大規模なニュータウンがあり、高度成長の前ぐらいから開発されたが、住む方が高齢化し、町へ移動されて空き家が増えている。自然の中で子供を育てたいという方が多くいらっしゃるため、そのような年代の人に戻ってきてもらうためには、どうすればいいかをその事業者は一生懸命考えている。
- ・そのときに、そういう地元の方々が上手にインボルブできるような運営の仕方を考えられて、この箱物が、発展性を持ってサステイナブルに運営されていくということにぜひ工夫を凝らしていただきたいと思う。

○県

- ・運営については、新宮先生からいろいろアドバイスをいただいているが、行政だけでこの運営はなかなか難しいと思っている。ここの施設は、芸術家の方々の指導やアドバイス、またはそういった方々が一緒になって体験プログラムを提供することなどがすごく大事だと考えている。今、新宮先生と意見交換を2週に1回程度しているが、新宮先生やそういう芸術家の方々に、新たに財団やNPOなどを立ち上げていただき、しかも、今、会長から御指摘があったとおり、ニュータウンの方以外にも含め、いろんな方にも協

力を仰いでここを運営していくという方向で考えている。

○委員

- ・間接利用価値が結構な高い評価になっているが、元の土地利用が山林であったとするならば、これは公園緑地にすることで動植物の生息、生育環境の保存とか二酸化炭素吸収とか、森林の管理保全によってどうやって便益が生じるのか、その理由を説明していただきたい。
- ・国交省のルールにのっとり算定されたことは分かるが、どういうメカニズムで便益が生じるのか。

○県

- ・もともとの有馬富士公園のところも、高度成長期以降だったと思うが、新たにニュータウンを開発するという話があり、公園化することで土地を押さえた場所になっている。将来的にそこに街がつくられようとしたところが最終的に公園になり、緑地を保全したという整理である。
- ・ここで上げている環境等の価値は、大きく3つあり、1つは環境保全の価値で、生物多様性であり、2つ目は、ここに緑が残り、景観もきちんと残ったこと。3つ目としては、ここにオープンスペースがきちんと残り、広い自由に使えるオープンスペースが残ったので、防災機能、大災害が起きたときに避難地になったりなど救援活動の拠点になったりなど。さらには、ここに大きな池もあるが、それが大きな地震があったときの貯水池として一部使えるということで、そういった便益を掲げている。

○委員

- ・例えば現状が宅地であるところが公園緑地になることで便益が生じるというストーリーなら分かるが、現状宅地がない状態で便益計上というのはかなり難しいように思う。この事業は費用対効果の算出には見合わないと思っていたが、国交省等のルールでこの規模であれば必要ということは理解した。ただし、現状が山林であるならばこれを便益と見るのはちょっと難しいようにも思う。これはコメントで。

○県

- ・先生のコメントを国交省のほうにもぜひお伝えさせていただきたいと思う。

○会長

- ・今のコメントに関連して、費用対効果に含まれない効果をもう少ししっかりと上げていただくことが多くの方々の御理解をいただくことだと思う。我々も皆さんもB/Cは大事な尺度であるがこればかりに振り回されるナンセンスさもよく分かっているしやるので、費用対効果に含まれない効果について、単にこの2項目だけではなく最初の調書に書かれていた十分な説明を今の御意見を反映してここに盛り込んでいただきたいと思う。

○県

- ・はい。

(6) 県営住宅整備事業 洲本宇原住宅 【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

- ・現在の入居率はどれぐらいで、入居率の推移はどのような傾向か教えて頂きたい。

○県

- ・今回は3団地を1つに再編する事業である。各団地の管理戸数と入居戸数は、建て替える洲本宇原住宅で150戸に対して97戸、洲本下内膳住宅で60戸に対して31戸、緑広田住宅で22戸に対して16戸となっており、全体の入居率は62%である。

○委員

- ・入居のトレンドはどのような感じか。あまり変わっていないのか。

○県

- ・県営住宅の管理戸数は全体で約5万戸である。入居を政策的に止めている空き家を除い

て、募集を出しても申し込みがない空き家や募集を出す準備をしている空き家が5,000戸あるので、入居率は県営住宅全体で9割程度である。

- ・その中で今回の洲本宇原住宅、洲本下内膳住宅、緑広田住宅は、若干入居率が低い状況である。ただ、洲本下内膳住宅については、全60戸のうち30戸が平屋建ての住宅で、耐用年数が過ぎており、既に募集を止めているため入居率が下がっているといった要因もある。

○委員

- ・洲本市内にはこの3つの住宅以外にも県営住宅はあるのか。

○県

- ・洲本市内には現在8つの団地があり、今回の団地を除くと管理戸数は約250戸で、うち空きが約60戸程度である。

○委員

- ・その中でもこの3つを見直す事が効率がいいということか。

○県

- ・県においては、耐震性や老朽化に課題のあるものを優先的に建て替えているところである。

○委員

- ・調書の優先性②で、管理効率の改善や居住水準の向上というのは分かるが事業収益の増加というのはどうなのか。恐らく家賃が上がるからだと思うのだが、県営事業はこれが目的ではないと理解している。あまりここを前面にだすと事業収益を求めるのであれば他にもっとやり方があるはずなので、優先性というところで事業収益の増加ということをあまり強調されないほうがいいと思う。

○県

- ・そのように修正する。

○委員

- ・144戸ということは100%の方が新しい住宅に移られるということで良いか。少し費用が上がるので再入居はできない世帯が出ないようなフォローだけはしてほしいと思う。
- ・住戸のバリエーションの中で障害を持たれた方や、高齢の方、介護が必要な方が住まわれる場合もあると思う。そういう方々のための住戸は今回の計画に含まれていないのか。100%の方が移ってこられるのであれば高齢者の方もいらっしゃると思う。その方々をケアするような設備を備えたものが必要であると想像するが、設計基準の中に盛り込まれているのか。
- ・設計基準が割と最低基準で建てられると、介護をするときに思いのほか狭かったりすることがあるので、今後長く住み続けることができるような、UD社会にふさわしい住宅にするように御検討いただきたい。

○県

- ・県営住宅の建替事業では、老朽化した団地の入居世帯数を基準に建替戸数を決定しておらず、再編する団地の入居世帯も含めた現入居世帯数で建替戸数を決定しており、皆さん新しい県営住宅に移っていただくことが可能である。
- ・現在築50年の県営住宅で、住戸面積が約40平米、家賃が1万1,000円程度の世帯の場合、新築では1万6,000円程度に上がるため、入居時点から5年間で段階的に新たな家賃に擦りつける緩和措置や、政令月収が8万円以下の低収入の世帯への家賃の最大60%までの減免措置も設けている。また、新しい住宅でなく近くの既存団地を希望される世帯に対しても、希望された団地を斡旋させていただくなど、入居者の方にご理解いただけるよう準備している。
- ・ユニバーサル社会への対応として、100戸以上の団地において風呂場を大きくし、住戸内

の廊下幅も広く取り、車椅子対応の流し台を設け、2方向避難を確保するためにベランダにスロープを設ける車椅子対応住戸を1階に整備する計画としている。今回は車椅子を使用されている既存入居者はおられませんが、車椅子対応住戸を整備する予定としている。今後これら設計基準については引き続き取り組んでいきたいと考えている。また、UDを十分に配慮していくのでご指導頂きたい。

(7) ほ場整備事業 西山・柳沢東地区 【県から新規評価調書に基づき説明】

○委員

- ・まだこのようなほ場整備が必要な箇所が残っており、農業をするには条件の悪い土地だと思う。それだけに相当な経費をかけて営農経費の削減が必要であるということは、やはり、将来にわたって見ると条件の悪い土地だということで耕作放棄につながりやすいのではないかと気がかかる。継続して営農していくというような組織化、あるいは意欲などについて、説明をお願いします。

○県

- ・この地域は高齢化率が非常に高い地域になっている。地元集落でも今後、耕作放棄地が広がり、それから集落が崩壊するのではないかと、そういう強い危機感を持っている。
- ・今のような農業を続けていけない、ということから、一括してどこか農業をやってくれる人がいないかというような話合いをずっと続けており、その中で、この地域で営農組合を設立し、一括してそこに借りてもらおうではないか。効率的な営農をするには、やはり、ほ場整備が必要である。そういう結果になっている。
- ・今回、設立する営農組合は75人で構成されている。そのうち50代以下が26名いるので、営農の継続は可能と考えている。また、法人化も実施する予定にしている。
- ・作付の計画も、農業改良普及センター、JAなどの意見を聞いて計画をつくっている。出荷先も決めている。採算も取れると見ており、5年ほどかけて何度も集落内で話合いをした結果、地元もまとまった状況である。
- ・淡路市の西海岸の集落で成功している事例が多数ある。この10年間でも、この近くの旧一宮町の山田集落という集落がある。また、旧北淡町の五斗長集落、それから最近では生田大坪集落でも今回のように営農組合を立ち上げて、そこで一括して営農をやってもらうことで成功している事例がある。この地区も成功すると考えている。

○委員

- ・今回の標準区画割りをみると100メートル掛ける30メートルという全国的に使われている標準区画になっている。淡路地区の場合、タマネギや野菜作を想定して40メートル掛ける50メートルの20アール区画がしばしば使われていたように思うが、今回この30アールの標準区画になった経緯は何か。

○県

- ・水稻中心のところについては、100メートル掛ける100メートルという大きな区画で考えている。ただ、機械化の進んでいないような作物を作るところ、そこが主流なところについては、小さな区画としている。例えば、南淡路の地域では、現在レタスを中心に栽培をしているが、収穫のときにあまり機械化が進んでいないということから、50メートル掛ける40メートルという区画にしている。
- ・この地区について、タマネギは平成の最初は人力でほとんどやっていたが、今現在は機械化が相当進んでいることから、100メートル掛ける30メートルとしている。30メートルとしたのは、ここの地形勾配が9分の1と非常に急なためである。無理な造成をできないことから30メートルとしている。

○委員

- ・この地域は、淡路島の中でも生物多様性の確保の上では非常に重要な地域の1つである。

淡路島のこと津名丘陵地、北淡山地の中山間地の農地はすごく大事な場所で、今、ドジョウとメダカの話が出たが、この辺りは植物でも絶滅危惧種がすごく多い場所である。

- ・一方で、ほ場整備によって地域の農業を発展させることも非常に重要なことで、それがないと農地そのものがなくなり、農地に依存している生き物は結局いる場所がなくなるので、農地を維持することと自然環境を守ることの両立がすごく重要な課題になってくる場所である。
- ・土地改良法（2001年改正）で、環境との調和に配慮することが求められるようになってはいるが、その後に行われているほ場整備でも、多くの場合に、結果的に地域の生物相は駄目になってしまうということが長く続いている。淡路島でも、五斗長、生田大坪、山田地区においても生物層はかなり損なわれた。
- ・きちんと設計や工法を工夫すれば守れるものはたくさんあるにもかかわらず、従来どおりの設計、工法により、実効性のある保全が行われてきていないように思う。設計もこれからということなので、地域の要望としての道や水を使いやすくすることも非常に重要なことで、それと生き物がすむ場所を守るということは必ずしも相反することではないので、できることを地域の人たちと探りながらきちんとやっていければと思う。私の学校でも協力できることは多くあるかと思うので、よろしく願います。

○県

- ・今回、植物についても、水生植物として、ミズオオバコやイトトリゲモ、そういうものが水路やため池で確認されている。また、シャジクモも水田で確認している。そういうところについては、個体の移植だけではなく、表層、底質も含めて移植して保全していきたいと考えている。
- ・この施設そのものの管理は、県が管理するものではなく、地元農家が管理することになる。そういう情報を移植後も農家に伝えて、希少植物の保護に努め、設計でも十分に検討したいと考えている。

○委員

- ・費用対効果に含まれないところが重要で、ここで言う費用対効果は厳しく言えば農家ももうかるだけの話であり、公共事業としてなぜ整備するのかという話になったときに、あまり強く言えないと思う。そこの地元の農家がきちんと生活をして、それなりにもうけていただき、この地域を活性化するとか、何かそういった話があるからこそ公共事業としてやるということだと思う。この調書で労働時間短縮など、その辺りの書き方だけにとどめずに、それがなぜ地域にとって役に立つのかということを書いていただくほうがいいかと思う。

○会長

- ・それはぜひ書き加えていただきたい。

○委員

- ・かなりの規模のほ場整備だと思うが、県内にはこういう形でほ場整備を待っている地域がほかにもあるのか、あるいは農業担い手が減っていく中もうかなり少なくなっているのか。

○県

- ・例えば、来年度については、再整備も含めるとこの地区も含めて4地区で、94ヘクタールある。今後も、営農条件の改善ということで、毎年100ヘクタールずつ程度整備していきたいと考えている。

以上